

生産緑地地区の指定の受付に関する事務処理要綱

(目的)

この要綱は、生産緑地法（昭和49年法律第68号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づく生産緑地地区の指定の受付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法の例による。

(指定の相談)

第3条 自己の所有する農地等について、生産緑地地区の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、生産緑地指定相談票（様式1）を大阪市長（以下「市長」という。）に提出するものとする。

2 生産緑地指定相談票には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 当該地の登記事項証明書（全部事項証明書）
- (2) 当該地の公図
- (3) 当該地の地積測量図（法務局に登録がある場合のみ）
- (4) 当該地の位置図（付近見取図）
- (5) 申請者の本人確認書類の写し（免許証、パスポートなど）
- (6) 申請者が法人である場合は、定款又は寄付行為の写し
- (7) その他市長が特に必要と認める書類等

3 添付書類についての留意事項

公的機関が発行する証明書類については、発行日から3箇月以内とする。

(申請期間)

第4条 市長は、第3条に規定する生産緑地指定の申請を受け付ける期間について、市のホームページ等において、あらかじめ周知するものとする。

(指定の同意)

第5条 市長は、第3条に規定する生産緑地指定の申請があった農地等を生産緑地地区に指定しようとするときは、生産緑地地区の指定同意書（様式2）を申請者に提出させるものとする。

2 生産緑地地区の指定同意書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 申請者及び農地等利害関係人の本人確認書類の写し（免許証、パスポートなど）
- (2) 申請者及び農地等利害関係人が法人である場合は、定款又は寄付行為の写し
- (3) その他市長が特に必要と認める書類等

3 添付書類についての留意事項

公的機関が発行する証明書類については、発行日から3箇月以内とする。

(指定の決定)

第6条 市長は、第5条に規定する生産緑地地区の指定同意書の提出があった農地等について、都市計画審議会の議を経て、生産緑地として地区指定する。

2 市長は、前項の規定による指定をしたときは、生産緑地地区の指定について（お知らせ）（様式3）により、申請者に通知するものとする。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

（施行期日）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(様式 1)

年 月 日

生産緑地指定相談票

住 所 _____

氏 名 _____

連絡先(電話番号) _____

土地の所在 _____

面 積 登記面積 _____ m² のうち _____ m²

現況地目 _____

権利の種類 _____

他の権利者 _____ 権利の種類 _____

他の権利者 _____ 権利の種類 _____

特記事項

(様式2)

年　月　日

大阪市長 様

生産緑地地区の指定同意書

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第3条第3項の規定に基づき、下記地番における生産緑地地区に関する都市計画の案に同意します。

権利者氏名	権利者住所	権利の種類

記

土地の所在			
地目		地積 (m ²)	
主たる 従事者	氏名		
	住所		

* 生産緑地地区指定希望申出者_____

同意書の提出に際して（記入上の注意事項等）

- (1) 同意書は、生産緑地地区の指定に同意する土地 1 筆につき、1 枚を使用願います。
- (2) 権利の種類とは、所有権、対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権、登記された永小作権、先取特権、質権、抵当権等をいいます。
- (3) 主たる従事者とは、その者が従事できなくなったため、当該生産緑地における農林漁業経営が客観的に不可能となるような場合における当該者をいいます。
- (4) 同意書には、申請者及び農地等利害関係人の本人確認書類の写し（免許証、パスポートなど）を添付願います。法人にあっては定款又は寄付行為の写しを添付願います。

生産緑地地区に関する都市計画の案についての同意に際して

- (1) 生産緑地地区の都市計画決定には、農地所有者その他関係権利者全員の同意が必要です。
- (2) 生産緑地地区の都市計画決定については、指定後、公共施設等の施行等に伴い、都市計画の変更が行われる場合もあります。
- (3) 生産緑地法第 7 条第 1 項の規定により、生産緑地について使用又は収益をする権利を有する方は、当該生産緑地を農地等として管理しなければなりません。
又、同条第 2 項の規定により、これらの方は、市長に対し、当該生産緑地を農地等として管理するため必要な助言、土地の交換のあっせんその他の援助を求めることができます。
- (4) 生産緑地法第 8 条の規定により、生産緑地地区内においては、次に掲げる行為を行う場合、市長の許可を受けなければなりません。
 - ① 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
 - ② 宅地の造成、土地の採取その他の土地の形質の変更
 - ③ 水面の埋立て又は干拓

また、第 17 条の規定により、市長は、生産緑地の保全のため必要があると認めるときは、当該許可行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができます。
- (5) 生産緑地法第 10 条の規定により、都市計画法第 20 条第 1 項の告示の日から起算して 30 年を経過したとき、又は告示後当該生産緑地に係る農林漁業の主たる従事者（一定割合以上従事している者を含む）が死亡若しくは従事することを不可能にさせる故障を有するに至ったときは、市長に対し、買取りを申し出ることができます。
なお、申出にあたっては、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書の添付が必要です。
- (6) 生産緑地法第 15 条第 1 項の規定により、第 10 条の規定による申出ができない場合であっても、疾病等により農林漁業に従事することが困難である等の特別の事情があるときは、市長に対し、買取りの希望を申し出ることができます。
- (7) 次の場合には、その変更された内容について、市長あて届出をされるようお願いします。
 - ① 所有者の異動があった場合
 - ② 主たる従事者が変更された場合

(様式3)

令和 年 月 日

様

大阪市長

生産緑地地区の指定について（お知らせ）

平素は、本市行政にご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、先日、生産緑地地区の指定同意書を提出いただきました下記農地については、大阪市都市計画審議会の手続きを経て、 年 月 日付け告示をもって生産緑地地区の指定が行われましたのでお知らせいたします。

今後の農地の管理につきましては、別紙「生産緑地地区の指定に際して」をよくお読みいただきますようお願いいたします。

記

1 生産緑地地区名称

2 指定同意書に記載された農地

土地の所在地	地積(m ²)	地目(登記)

(別紙)

生産緑地地区の指定に際して

- (1) 生産緑地法第7条の規定により、生産緑地について使用又は収益をする権利を有する方は、当該生産緑地を農地として管理しなければならないとされております。適切な肥培管理をお願いします。
- (2) 生産緑地法第8条の規定により、生産緑地地区内において、市長の許可を受けた場合以外は次に掲げる行為を行うことはできません。
- ① 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
 - ② 宅地の造成、土砂の採取、その他の土地の形質の変更
 - ③ 水面の埋立又は干拓
- (3) 生産緑地地区の指定から30年が経過すると、固定資産税や相続税納税猶予等の税制面での優遇措置を受けることができなくなりますが、生産緑地法第10条の2の規定により、地区指定から30年が経過する前に特定生産緑地の指定を受けることにより、税制面での優遇措置を継続することができます。
- (4) 生産緑地法第10条の規定により、生産緑地地区の指定から30年を経過したとき、又は当該生産緑地に係る農業の主たる従事者等が死亡若しくは従事することを不可能にさせる故障を有するに至ったときは、市長に対し、買取りを申し出ることができます。なお、生産緑地法第14条の規定により、市長から買取らない旨の通知があった場合は買取申出の日から3カ月が経過すると(2)の行為制限は解除されます。
- (5) 生産緑地地区の都市計画決定については、指定後、公共施設等の施行等に伴い、都市計画の変更が行われる場合もあります。

そのほか、ご不明な点等ありましたら、大阪市経済戦略局産業振興課（農業担当）までお問い合わせください。